

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-80 番号灯</p> <p>7-80-1 装備要件</p> <p>自動車（最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の後面には、番号灯を備えなければならない。（保安基準第 36 条第 1 項関係）</p> <p>7-80-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 49 条第 1 項関係、細目告示第 127 条第 1 項関係）</p> <p>① 番号灯は、夜間後方 20m の距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。</p> <p>ア 自動車（イに掲げるものを除く。）に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 8 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R148-00-S3 の 4. 及び 5. 11.（クラス 2a 及び 2b に係るものに限る。）若しくは UN R4-00-S19 の 9.（クラス 2a 及び 2b に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 2cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあつては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が 15 ルクス (lx) 以上のもの又は UN R148-00-S3 の 4. 及び 5. 11.（クラス 2 に係るものに限る。）若しくは UN R50-00-S20 の附則 5（クラス 2 に係るものに限る。）に基づく番号標板面の輝度が 1.6cd/m² 以上のものであり、その機能が正常であるもの。</p> <p>② 番号灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>③ 番号灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している若しくは一部が点灯しないものでないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる番号灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 127 条第 2 項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の指定を受けた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</p> <p>④ 施行規則第 11 条第 3 項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標</p> <p>7-80-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>番号灯は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審</p>	<p>8-80 番号灯</p> <p>8-80-1 装備要件</p> <p>自動車（最高速度 20km/h 未満の軽自動車を除く。）の後面には、番号灯を備えなければならない。（保安基準第 36 条第 1 項関係）</p> <p>8-80-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 36 条第 2 項関係、細目告示第 205 条第 1 項関係）</p> <p>① 番号灯の灯光の色は、白色であること。</p> <p>② 番号灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している若しくは一部が点灯しないものでないこと。</p> <p>(2) 番号灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 205 条第 2 項関係）</p> <p>8-80-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 番号灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第36条第3項関係、細目告示第49条第2項関係、細目告示第127条第3項関係)</p> <p>① 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。</p> <p>② 番号灯は、点滅しないものであること。</p> <p>③ 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>④ 番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等7-80-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 次に掲げる番号灯であってその機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第127条第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯又はこれに準ずる性能を有する番号灯</p>	<p>査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第36条第3項関係、細目告示第205条第3項関係)</p> <p>① 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。 ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。</p> <p>② 番号灯は、点滅しないものであること。</p> <p>③ 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。</p> <p>④ 番号灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等8-80-2(1)に掲げる性能を損なわないように取付けられていること。</p> <p>(2) 番号灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第205条第4項関係)</p> <p>8-80-4 適用関係の整理 7-80-4の規定を適用する。</p>
<p>7-80-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車については、7-80-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第36条第2項関係)</p> <p>(2) 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、7-80-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第36条第1項関係)</p> <p>7-80-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第36条第2項関係)</p> <p>7-80-5-1 装備要件 なし。</p> <p>7-80-5-2 性能要件 なし。</p> <p>7-80-5-3 取付要件 7-80-6-3に同じ。</p> <p>7-80-6 従前規定の適用②</p> <p>昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第36条第1項関係)</p> <p>7-80-6-1 装備要件</p> <p>自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の後面には、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。</p> <p>7-80-6-2 性能要件</p> <p>(1) 次に掲げるものであって、その機能が正常であるものは、7-80-6-1の基準に適合するものとする。</p> <p>① 番号灯試験機を用いて計測した番号標板面の照度が二輪自動車に備える番号灯にあつては15ルクス以上のもの、そ</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>他の自動車に備える番号灯にあつては8ルクス以上のもの</p> <p>② 指定自動車等に備えられている番号灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた番号灯</p> <p>(2) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している若しくは一部が点灯しないものは、7-80-6-1の基準に適合しないものとする。</p> <p>(3) 施行規則第11条第3項に適合すると認められた後面に備えられた字光式自動車登録番号標であつて、その機能が正常であるものは、7-80-6-1の基準に適合する番号灯として取扱うものとする。</p> <p>7-80-6-3 取付要件</p> <p>(1) 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。</p> <p>(2) 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものは、(1)の基準に適合するものとする。</p>	